

各 位

小山町長 池谷晴一
(小山町新型コロナウイルス感染症対策本部長)

本町主催のイベント等の開催等について（通知）

このことについて、本町では、本年2月4日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において、3月7日までの方針を決定し、取り組んできたが、政府の「緊急事態宣言」が、3月21日まで延長されたことにより、今日まで対応を継続してきた。

今回、去る2月26日付け事務連絡で、政府から催物の開催制限等の文書が発信されていることと、緊急事態宣言が解除されたことを併せて、当面の間、町主催のイベントの開催の可否等について、下記のとおり対応を継続することとしたので、所属職員に遺漏のなきよう周知するとともに、所管するイベントの開催の可否について、住民の皆様や関係者に迅速かつ丁寧な説明をするよう通知する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、町主催の不特定多数が集まるイベントは、中止または延期する。
- 2 町主催の各種説明会や会議等について、参加者の特定が可能で、かつ延期等ができず、近日中の開催が必要なものは、予定通り開催することを基本とする。開催に当たっては、徹底した感染防止対策を講じ、出席者及び職員の安全を確保する。
感染防止対策を行えず、書面化やリモート化が困難なものは、中止または延期する。
- 3 他団体が、町の施設を利用して開催するイベントについては、※感染防止策や業種別ガイドラインを周知し、開催の可否については、それぞれの団体の判断による。
- 4 上記以外の本町内で行うイベント等の開催については、業種別ガイドラインを周知する。

※感染防止策や業種別ガイドライン

令和2年11月12日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「来年2月末日までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」参照

※中止とするものの判断基準

- ・不特定多数の来場が予想されるもの
- ・県外からの参加が見込まれるもの
- ・感染対策が行えず、感染リスクが高いもの

※実施するものの判断基準

- ・参加者が特定できる会議等で延期等ができず、近日中の開催が必要なもの